

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出  
差止請求住民訴訟事件

## 意見陳述書

2023（令和5）年6月1日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐  
外

- 1 原告らの第5準備書面に基づいて、その内容の用紙を陳述する。
- 2 茨城県は、産業廃棄物処分場候補地選定における立地上の制約区域の一つとして、「(大区分)災害履歴等」「(地域区分)浸水想定区域」という区域を定め、その「設定の主旨」として、「国や県が、それぞれの河川で数百年に1度の大雨が降った場合を想定した浸水範囲を回避すべき範囲として想定」と定めており、これが産廃処分場候補地選定に係る茨城県の裁量権行使の基準であると解される。ここでいう「浸水想定区域」とは、水防法14条1項、2項の「洪水浸水想定区域」と同義であると解される。

これに対して、被告の基本的な主張は、本件処分場予定地は、水防法上の「洪水浸水想定区域」に該当しない、ということであるが、これは、単純に且つ形式的に、本件処分場予定地を流れる河川(唐津沢)が、水防法14条1項、2項に規定する「河川」に該当しない、という理由である。

- 4 令和3年に水防法が改正され、それと共に国土交通省水管理・国土保全局長から発出された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(国水政第20号、令和3年7月15日)という告示が出さ

れた。これらの法改正及び告示は、近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることに鑑みて、流域治水の考え方に則り、河川の治水や水防は、河川の流域全体を視野に入れて考えなければならないのであり、一級河川や二級河川の支川のうち、それらの河川指定がなされていない河川であっても、浸水想定区域の指定対象に追加して、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すべきである、という趣旨の下になされたものである。

本件処分場予定地の中心には、唐津沢という、二級河川鮎川の支川であり、日立市の管理する普通河川がある。唐津沢も二級河川鮎川の支川である以上は、本件処分場予定地もまた、流域治水の観点から鮎川の治水の一環として考えるべきである。そして、本件処分場予定地は、水防法に規定される「浸水想定区域」に準じた考慮が必要であったというべきである。

- 5 本件処分場予定地は、洪水浸水想定区域の実質を有する。即ち、本件処分場予定地とされている唐津沢は、その西側に 81.47 ha にも及ぶ広大な集水域を抱えている。処分場予定地の敷地流域の 36.83 ha も含めると 118.30 ha にも及ぶ。これらの流域に降った雨は唐津沢に集まる。

水防法 14 条 1 項、2 項の規定を受けて、想定最大規模降雨等の想定の方法を定めたのが、「浸水想定(洪水、内水)の作成等のための想定最大外力の設定手法」である。この資料によると、関東地方の 1 時間当たりの最大降雨量は 153 mm、24 時間当たりの最大降雨量は 690 mm とある。原告の一人でもある流体力学の専門家・鈴木鐸士の意見書の洪水浸水想定区域の図面（鈴木意見書 22 頁 図 7）は、この想定降雨量を前提に作成されたものであるが、24 時間降雨時に唐津沢上流部からの洪水の流路（Q1、Q2）と平常時の湛水面上に形成される洪水浸水想定区域の合計の表面積（図面上の朱線で囲まれた範囲）が約 6 ha となる。湛水面上に形成される洪水浸水区域は約 5 ha で、平常時の湛水面の表面積約 2.4 m<sup>2</sup> の約 2 倍となり、その深さは 15.4m にもなるとされ

る。鈴木意見書によれば、唐津沢は「窪地が非常に広く深いため、貯留可能な雨水量は57万2600 m<sup>3</sup>にもなることが確認されているので、豪雨時でも唐津沢からの洪水放出流量はないものと考えてよい。すなわち、『現状の唐津沢は、期せずして洪水に対する防災ダムの機能を巧妙に果たしている。』と言える。」とされている。

すなわち、現状を前提とすれば、水防法が想定する最大降雨量があったとしても鮎川への溢水は回避されることにはなるが、唐津沢流域への浸水・貯留は避けられない。

- 6 鮎川の流下能力からみても、本件処分場予定地の洪水の危険性があることは明らかである。

被告は、鮎川の流下能力について、水路の断面積4,777 m<sup>2</sup>、流速3,860m/s、流下能力18.437 m<sup>3</sup>/sとしている。また、この数値が示されている地点は、鮎川の流路が隧道の中を流れるようになっている個所である(甲19・1p)。

この鮎川の流下能力に対応する、洪水を引き起こす限界の降雨強度は15.2 mm/hrとなり、極めて小さい。一方、水防法で想定すべき最大降雨量は、関東地方における1時間当たりの最大降雨量が153 mm、24時間当たりの最大降雨量は690 mmとされている(甲17)。前記降雨強度15.2 mm/hという数字は、上記関東地方の1時間当たりの最大降雨量153 mm/hと比べて、格段に小さい数字である。従って、本件処分場予定地を流れる雨水を流下させる河川は、関東地方の1時間当たりの最大降雨量にとうてい対応することができないということが明らかである。

- 7 ところで、被告の計画によると、1/30年確率の降雨量に基づき必要な防災調整池容量が2万9747 m<sup>3</sup>と算定された。ところが、水防法規定の降雨量の場合には、本件集水域に対する必要な防災調整池容量は12万6000 m<sup>3</sup>となる。被告が主張する1/30年確率の降雨量に基づく防災調整池容量は、水防法規定の降雨量の場合に比べると、僅かに23.6%であり、被告が計画する本件処分

場の防災調整池の能力は極めて低いと言える。

洪水災害の危険性を避けるためには、調整池容量の算定には水防法規定の降雨量を適用することが必要である。

本件処理施設では、浸出出水処理施設や調整槽の能力も不足している。以上のような施設において処理することができない表流水、或いは地下水は、処分場内に貯留され、或いは処分場から溢れ、或いは未処理のまま、種々の有害物質を含んで鮎川に放流されることになる。

本件処分場予定地は、上記のように、大雨によって、下流地域に水害のみならず、汚染被害をもたらすことが予想される地域である。

- 8 乙48の2の添付の記録写真から、本件処分場予定地周辺において、カスリーン台風時に著しい浸水被害があったことが十分に読み取れる。

また、カスリーン台風時の日立地方の最大降雨量及び鮎川の流下能力に関する計算結果によると、同台風時には、鮎川の隧道部の流下能力の5.3倍にも及ぶ水量が発生していたことが推定される。このような計算結果からも、カスリーン台風時に、鮎川の隧道部において上流部に降った雨水を十分に流下させることができずに、周囲に溢れて水害となったことが優に推測できる。

- 9 さらに、唐津沢の現状が、採石場跡地が窪地となっており、57万2600 m<sup>3</sup>の貯留能力があるため、本件処分場予定地は、現状では、鮎川流域の浸水被害を防止できているのである。ところが、本件処分場は、この窪地を埋め立てて、貯留能力を完全に喪失させてしまうことを予定している。これは、本件処分場を建設することによって水害を発生させることになる、ということに他ならない。本件処分場予定地は、本件処分場を建設することによって、浸水想定区域どころか、浸水確定区域となってしまうのである。

- 10 以上から、本件処分場予定地は、水防法に規定される「浸水想定区域」に準じた考慮が必要であったことが明らかであり、処分場予定地を選考するにあたり、このような重要な事項を看過した被告は、裁量権の逸脱をしている。